

海部医療圏広域医療・介護・福祉ネットワーク「つながろまい海部津島」 津島市支部（つながろまい津島）利用規約

第1章 総則

（目的）

第1条 本規約は、海部医療圏広域医療・介護・福祉ネットワーク「つながろまい海部津島」利用規約（平成28年4月1日。以下「「つながろまい海部津島」利用規約」という。）第5条の規定に基づき、津島市において海部医療圏広域医療・介護・福祉ネットワーク「つながろまい海部津島」を適正かつ円滑に運営するために、利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（津島市における協議会支部の運営）

第2条 「つながろまい海部津島」利用規約第5条第1項に定める協議会支部の運営は、津島市が行う（以下「津島市支部」という。）。

- 2 「つながろまい海部津島」利用規約第5条第4項の規定に基づき、協議会支部単位のネットワーク名称について、津島市支部においては、「つながろまい津島」を用いることとする。
- 3 「つながろまい海部津島」利用規約第5条第2項の規定に基づき、津島市支部では、「つながろまい津島」ICTワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）が、「つながろまい津島」の運営のための意思決定、各種審議と諮問を行うものとする。

第2章 利用に関する事柄

（利用事業所等の範囲）

第3条 「つながろまい津島」を利用できる事業所等（以下「利用施設」という。）は、医療法における医療提供事業所、地域包括ケアに関係する事業所その他津島市が認めた事業所とする。

- 2 前項における利用施設において、「つながろまい津島」を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、当該利用施設に属する者のみとする。

（利用の申請）

第4条 「つながろまい津島」の利用を希望する事業所等は、当該事業所における施設責任者（以下「施設責任者」という。）がポータルサイトから施設登録申請し、又は津島市へ連絡するものとし、津島市は、必要な手続きを行い承認するものとする。ただ

し、承認に検討を要する場合は、ワーキンググループで協議を行うものとする。

- 2 「つながろまい海部津島」利用規約第 34 条について、同条の規定に基づいて施設責任者が参加同意書を申請する際は、津島市に提出するものとし、参加同意書の提出をもって、申請をした事業所等は、本規約についても同意したものとする。
- 3 利用者は、本条で定めた「つながろまい津島」の利用申請と同時に、利用者管理システムに登録されている自らの事業所の情報を提供するものとする。

(利用権の設定)

第 5 条 津島市より登録の承認を受けた施設責任者は、「つながろまい津島」の利用を希望する利用者の個人ごとに専用の利用者識別番号（以下「ユーザー ID」という。）と暗証番号（以下「パスワード」という。）の付与を行う。

- 2 利用者は、施設責任者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、必要に応じて変更するものとする。

(申請内容の変更等)

第 6 条 施設責任者は、人事異動その他の状況変化により、申請した内容に変更が生じた場合は、電子@連絡帳システムアカウント内の管理機能により変更し、又は津島市へ速やかに連絡するものとし、津島市は、必要な変更登録を行う。

(利用の廃止)

第 7 条 利用施設が「つながろまい津島」の利用を廃止する場合は、施設責任者がポータルサイトから利用廃止申請し、又は津島市へ連絡するものとし、津島市は、必要な廃止手続を行う。

(ユーザー ID 及びパスワードの再発行)

第 8 条 利用者は、自己のユーザー ID 又はパスワードが不明となった場合は、施設責任者の責任において再発行を行い、又は津島市へ連絡するものとし、津島市は、当該 ID を利用停止と、新たなユーザー ID 及びパスワードの付与等、必要な手続を行う。

(対象者情報の取扱い)

第 9 条 「つながろまい海部津島」利用規約第 12 条第 1 項の規定について、かかりつけ医・ケアマネジャー等は、「つながろまい津島」を利用して患者に関する情報を、他の利用者と共有する場合は、別紙 1 を用い「つながろまい海部津島」利用規約に定める対象者（以下「対象者」という。）本人（未成年又は同意困難の場合は、その家族）の同意を得るものとする。

- 2 「つながろまい海部津島」利用規約第 12 条第 2 項の規定について、「つながろま

い津島」に保管された情報を対象者本人（未成年又は同意困難の場合は、その家族）から削除の申出があった場合は、速やかに津島市へ連絡をする。津島市は、当該データの削除を行う。

（サービス利用の停止に伴う報告事項）

第10条 津島市は、次の各号にいずれかに該当する場合、ワーキンググループへその内容を報告する。

- (1) 連絡協議会及び協議会支部並びに契約事業者が「つながろまい海部津島」利用規約第27条第1項又は第2項の規定に基づき利用権の一時停止をした場合
- (2) 連絡協議会及び契約事業者が「つながろまい海部津島」利用規約第29条第1項又は第2項の規定に基づきサービスの一時停止をした場合

（サービスの中止）

第11条 ワーキンググループは、津島市と協議した上で、利用者に少なくとも3月前に予告をした上で、「つながろまい津島」のサービス提供を中止することができる。

（実験・開発目的での利用）

第12条 津島市において、「つながろまい海部津島」利用規約第33条に定める実証実験を行おうとする者は、津島市及びワーキンググループの承認を得るとともに、津島市及びワーキンググループの指示した利用条件を遵守しなければならないこととする。

（規約の変更等）

第13条 津島市は、ワーキンググループにおいて協議した上で、本規約の諸規程の変更及び廃止を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において津島市は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。
- 3 第1項に定める変更等を行った場合、津島市は、ポータルサイトサービス等を通じて利用者へ変更内容を周知するものとする。
- 4 第1項に定める利用規約の変更後に、利用施設及び利用者が「つながろまい津島」を利用した場合、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

附 則

本規約は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

